

第4章 基本計画

基本方向1 乳幼児が安心して教育・保育を受ける環境の充実へ

施策1 誰もが必要とする教育、保育サービスが受けられる場の確保

<施策の方向性>

- 利用者の多様な就労形態に対応できるよう、ニーズを把握し、幼児教育の場や各種保育サービス等の量的確保に努めます。
- あらゆる機会を通じて、幼児教育、保育サービスに関する情報提供に努め、利用を促進します。
- 幼稚園、保育所、認定こども園等、より良い教育・保育環境の整備に対して、支援に努めます。
- 保育の質の向上を図るとともに、子どもの幸せを第一に考慮した保育サービスの充実に努めます。
- 外国にルーツのある子どもや障害のある子ども、医療的ケアの必要な子どもなど、様々な子どもの受け入れ体制の充実に努めます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|----------------------|--|
| 1 | 保育所環境の整備 | 子どもたちが安全により良い保育サービスを受けることができるよう、施設の整備を進めます。 |
| 2 | 保育所・幼稚園の認定こども園への移行支援 | 待機児童の発生を防ぐため、着実に拡充を図り、既存の幼稚園、保育所から認定こども園への移行の支援に努めます。 |
| 3 | 保育内容の充実 | 研修・学習会等により保育士の資質の向上に努めるとともに、必要な保育サービスを提供できるよう、保育内容の充実に努めます。また、親と共に子育ての楽しさ・大切さを共感できる保育を目指します。 |
| 4 | 保育士の確保 | 保育の受け皿の確保や保育の質の向上のため、保育士の確保に努めます。 |
| 5 | 保育所定員枠の拡大 | 地域の保育ニーズに合わせ、適正な保育定員枠の確保に努めます。 |
| 6 | 幼児教育・保育の費用負担の軽減 | 令和元年10月から始まった「幼児教育・保育の無償化」により、国の指針に基づいて制度を適切に運用します。 また、市独自の負担軽減策も引き続き実施します。 |
| 7 | 延長・休日・一時保育の実施 | 子育てをする親の仕事と育児の両立を図るために、延長保育・休日保育を実施するとともに、保護者の傷病・冠婚葬祭等に対処するため、市内全保育所での一時保育を促進します。 |
| 8 | 病児・病後児保育の充実 | 子どもが病気の際に一時的に預かる病児・病後児保育（施設型）の充実に努めます。また、事業者の新規参入を促進します。 |
| 9 | 体調不良児保育の充実 | 自園の児童を対象として、看護師等が保育する体調不良児保育の充実を促進します。 |
| 10 | 外国人・障害児保育の充実 | 外国にルーツのある子どもや障害児、医療的ケア児など、特別な配慮が必要な子どもが安心して保育を利用できるよう、支援体制の整備を促進します。 |

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|-------------------------|--|
| 11 | 保育所の地域交流の推進 | 地域の高齢者や子どもたちとのふれあいを高め、児童の健全な育成を図るため、保育所の地域交流を促進します。 |
| 12 | 保育サービスに関する情報の提供 | 各保育所のお知らせ、掲示板や市が運営する「沼津市子育てポータルサイト」を活用し、保育サービスに関する情報の提供に努めます。 |
| 13 | 預かり保育の充実 | 幼稚園・認定こども園で実施している教育時間終了後の預かり保育や、長期休暇中の預かり保育のさらなる充実を働きかけていきます。 |
| 14 | 園庭開放の充実 | 幼稚園・保育所で実施している園庭開放のさらなる充実のため働きかけていきます。 |
| 15 | 沼津市幼児教育研究協議会への支援 | 沼津市幼児教育研究協議会の機能強化を図るため、幼稚園、保育所、認定こども園等との連携や、幼児教育についての活動を支援します。 |
| 16 | 小規模保育事業の実施 | 0～2歳児の保育の拡充を図るため、少人数(定員6～19人)を対象とした小規模保育を促進します。 |
| 17 | 家庭的保育事業の実施 | 0～2歳児の保育の量的拡充を図るため、少人数(定員1～5人)を対象とした、きめ細かい保育を促進します。 |
| 18 | 居宅訪問型保育事業の実施 | 保護者の自宅で個別のケアを行う在宅訪問型保育を促進します。 |
| 19 | 事業所内保育事業の推進 | 従業員の子どもや地域の子どもと一緒に保育する事業所内保育を促進します。 |
| 20 | 実費徴収に係る補足給付を行う事業の実施 | 保護者の所得状況等を勘案して、保護者が支払うべき副食費、日用品、文房具、その他必要な物品の購入費用、または行事への参加費用を助成します。 |
| 21 | 多様な主体が本制度に参入することの調査研究 | 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究を行います。 |
| 22 | 教育・保育施設及び地域型保育事業との相互の連携 | 幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所等の情報交換の場を設けるなど相互の連携に努めます。 |

基本方向2 子どもの育ちを支え、若者が安心して成長できる社会へ

施策1 子どもを社会全体で支えるとともに、平等な教育機会の確保を行う（家庭や地域の教育力向上）

<施策の方向性>

- 地域における子育て家庭を支援するため、地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の周知に努め、利用を促進します。
- 市民全体で、すべての子育て世帯を支える環境づくりを促進するため、子育てボランティア「あそび隊」の活用を支援します。
- すべての子育て家庭が各種事業を利用できるよう、子育て支援に努めます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | 施策内容 |
|--------------------------------|--|
| 23 地域子育て支援拠点施設（地域子育て支援センター）の充実 | 保護者や子ども同士の交流を図るとともに、子育ての悩みを解消し、育児の楽しさを助長するため、市内各所の子育て支援センターによる、親子ふれあいのためのフロア開放や育児相談、育児講座等の充実に努めます。 |
| 24 子育てサポートキャラバン事業の充実 | 子どもの遊び場の確保、母親同士の交流、情報交換の促進を図るため、ワゴン車で保育士が各地区センターをまわる巡回型支援センターを充実します。 |
| 25 ファミリー・サポート・センター事業の充実 | 仕事と育児の両立や子育て支援のため、有償ボランティア（会員）により相互援助活動を行う、ファミリー・サポート・センター事業を実施し、事業の周知と利用拡大を図ります。 |
| 26 エンゼルサロンとの連携 | 乳幼児とその親の交流を図るため、市民ボランティアの協力を得て地区センター等で開設している「エンゼルサロン」に対して、必要に応じて保育士を派遣するなど、地域と連携して子育てを支援していきます。 |
| 27 子育て短期支援事業の実施 | 保護者が病気・事故・冠婚葬祭・仕事（出張、夜勤等）などにより、子どもの養育が一時的に困難な状況を支援するため、児童養護施設等で預かるショートステイ事業、夜間や休日のみ預かるトワイライトステイ事業を促進します。 |
| 28 育児支援家庭訪問サポーター派遣事業の実施 | 母親が出産後のストレスや、養育上の問題等により家事や育児が困難な状況を支援するため、サポーターを派遣する事業を促進します。 |
| 29 民間事業所との連携 | 子育てママの悩み解決を促進するため、民間事業者が行う妊娠から出産、子育てを支える子育て相談事業を支援します。 |
| 30 ふれあい交流室の充実 | 誰もが集まる子育てにかかわる利用者（両親・祖父母）同士の交流の場、遊び場を提供するとともに、育児相談により、子育ての不安を軽減するためサンウェルぬまづふれあい交流室を充実します。 |
| 31 親子絵本ふれあい事業の実施 | 親子の会話やきずなを深めるよう、絵本とふれあう機会を促進するとともに、市民ボランティアと連携し読み聞かせの大切さを啓発します。 |
| 32 しづおか子育て優待カード事業の充実 | 県が推進する子育て優待カードの普及に協力します。 |

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|------------------|--|
| 33 | あそび隊の参加促進、活動の活性化 | 市民全体ですべての子育て世帯を支えていく環境づくりを促進するため、子育てボランティア「あそび隊」の活動を支援します。 |

施策2 子どもの地域での居場所づくり

<施策の方向性>

- 子どもの居場所についての保護者のニーズを的確に把握し、放課後児童クラブや放課後子ども教室、ふれあいプラザなど、適切な施設の整備や人材の確保を推進します。
- 児童が自主的に参加し、自由に遊べ、学習や様々な体験活動、住民との交流の機会を提供する地域活動を支援します。
- 教育の原点である家庭の教育力を高めるため、それぞれの家庭の状況やニーズを踏まえ、かつ、自主性を尊重しつつ、身近な地域において、子育てに関する学習機会を提供するなど、家庭教育に関する学習活動を支援します。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|------------------|---|
| 34 | 新・放課後子ども総合プランの推進 | 学校施設を利用して放課後健全育成事業(放課後児童クラブ)と放課後子ども教室との一体的な実施に向け、連携を図ります。また、放課後子ども教室の推進を図ります。 |
| 35 | 放課後児童クラブの施設整備と充実 | 放課後における居場所の確保のため、学校の余裕教室等にクラブを整備し、その充実を推進します。 |
| 36 | 家庭教育に関する学習活動への支援 | 家庭の教育力を向上するため、各種学習会に講師を派遣し、開催を支援します。 |
| 37 | 子育て講座の充実 | 親としての視野を広げ、自覚を持ち、望ましい姿を人間関係づくり、自らの生き方などを考える、親育ちの機会を提供するため子育て講座を実施します。 |
| 38 | 教育相談の充実 | 面接・電話等の教育相談体制の充実を図り、不登校等で悩める青少年や家族に適切な支援・助言を行います。 |
| 39 | 街頭補導の実施 | 児童生徒の健全な育成を図るため、不適切な場所への出入りを抑制する街頭補導を継続して実施します。 |
| 40 | 青少年リーダーの養成 | 各種講習会や研修会を通じて、青少年リーダーの発掘・養成を行います。 |
| 41 | 子ども会等の地域活動への参加支援 | 「沼津市子ども会育成連絡協議会」、「ボイスカウト沼津支部」等の地域活動団体の支援に努めます。 |
| 42 | 民生委員・児童委員活動への支援 | 子どもを取り巻く様々な地域課題に対応するため、民生委員・児童委員の専門性の向上を図り、よりきめ細やかな相談や援助を促進します。 |

施策3 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境の充実

<施策の方向性>

- 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の連携を推進します。
- 学校における相談体制の質的向上を図ります。

<具体的施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|-------------|---|
| 43 | 児童生徒支援員の配置 | 多様な困り感を抱える児童生徒を支援するため、すべての中学校に児童生徒支援員を適切に配置し、支援の充実に努めます。 |
| 44 | 特別支援教育の推進 | 必要に応じて特別支援学級を設置するとともに、通常学級に在籍する発達障害等の児童生徒の支援を行います。 |
| 45 | 幼保小連携協議会の開催 | 幼稚園・保育所・認定こども園・小学校の相互理解を図り、連携を推進します。 また、接続期カリキュラムの策定に取り組むなど、幼保小の円滑な接続を推進します。 |

施策4 次代の親教育の推進（思春期保健・健全育成等）

<施策の方向性>

- 多くの生徒が乳幼児とふれあえるよう、学校や関係機関と連携を図り、機会の拡充を図ります。

<具体的施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|----------------|--|
| 46 | 一日保育体験学習の実施 | 次世代に親となる若者の乳幼児・児童に対する愛情や理解を醸成するため、夏休み期間中に保育体験学習を行うなど、中学生・高校生が乳幼児・児童と接する機会を提供します。 |
| 47 | ボランティア活動への参加促進 | 中学生・高校生の子育てや子育て支援への理解を醸成するため、地域における子育て支援活動などに参加する機会を提供します。 |

施策5 青少年の健全な心と身体の育成

<施策の方向性>

- 次代に親となる思春期の若者が、心身ともに健全に成長できるよう、相談体制の充実を図ります。
- 思春期の若者に対する、性・避妊・感染症等の正しい知識の普及に努めます。
- 喫煙、飲酒、薬物（危険ドラッグ等）乱用の防止に関する知識の普及に努めます。
- スマートフォンを含めた情報モラル教育の充実に努めます。
- 若年者に対する消費者教育の充実に努めます。
- 地域における有害環境の改善の取り組みを推進します。
- 長期休暇等において、夜間の羽目を外す行為など、地域が積極的に巡回指導を行います。
- 不登校等になっている子どもに対する支援の充実に努めます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|------------------|--|
| 48 | 相談体制の充実 | 学校生活・対人関係・家族関係・発達・子育て・進路・非行・不登校など青少年に関する悩みごとについて、青少年教育センターと学校や関連機関とが連携し、思春期の若者や保護者が気軽に相談できる体制の整備に努めます。 |
| 49 | 喫煙の防止 | 売店等に協力を求め、未成年の購入阻止の徹底を図るとともに、喫煙が身体に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。 |
| 50 | 飲酒の防止 | 売店等に協力を求め、未成年の購入阻止の徹底を図るとともに、未成年の飲酒の悪影響等の知識の普及に努めます。 |
| 51 | 薬物乱用の防止 | インターネット等で手軽に入手することが可能な状況にある薬物（危険ドラッグ）については、関係機関と連携し、未成年の購入阻止の徹底を図るとともに、薬物が心身に及ぼす悪影響等の知識の普及に努めます。 |
| 52 | 情報モラル教育の推進 | 子どもたちがネット上の有害サイトや悪質な情報により悪影響や被害を受けたり、SNSによるいじめやトラブルに巻き込まれたりしないよう、保護者等と連携し、情報モラルやルール等についての教育を推進します。 |
| 53 | 消費者教育の充実 | 年齢や社会状況に応じた消費者教育の充実に努めます。 |
| 54 | 教育関係者等の情報化 | 行政や教師の情報リテラシー、情報活用と危険性に関する情報能力の向上に努めます。 |
| 55 | 自動販売機・書店の有害図書の調査 | 有害図書について、書店・コンビニエンスストアにおける販売状況、自動販売機の設置状況の調査を実施し、子どもたちに悪影響が及ばないよう努めます。 |
| 56 | 飲食店・遊技場の立ち入り調査 | 子どもに不適切な飲食店や遊戯場等への立ち入り調査を実施し、悪影響が及ばないよう努めます。 |
| 57 | 不登校児童生徒への支援 | わずかな兆候を見逃さず早期に対応するとともに、学校での居場所づくりに努めるなど、魅力ある学校づくりを進めます。また、長期化する場合は保護者や関係機関等と連携し、社会的自立に向けた支援を行います。 |

施策 6 意欲を持って就業と自立に向ける社会をつくる

<施策の方向性>

- 公共職業安定所等関係機関と連携し、市内企業へ正規雇用を働きかけます。

<具体的施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|---------|---|
| 58 | 正規雇用の確保 | <p>公共職業安定所、商工会議所、学校等と連携して、地元企業の正規雇用者の採用を働きかけ、安定した社会生活が送れるよう努めます。</p> <p>そのため、就職支援サイト「ぬま job」による地元企業とのマッチングを図るとともに、合同就職面接会等の求職機会を充実する関係者に働きかけます。</p> |

施策 7 社会生活に必要なことを学ぶ機会の提供

<施策の方向性>

- 学校教育における地域での職場体験を通じ、地元を愛し、リターンして住み慣れた地元に定着する子どもの育成を図ります。

<具体的施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|-----------|--|
| 59 | 職業体験機会の提供 | <p>中学生段階から地域での職場体験を実施し、子どもの郷土愛の育成を図ります。</p> <p>また、企業の定着・誘致を通じて働く場を確保することにより、定住意欲を喚起し、若年者のリターンを促進します。</p> |

基本方向3 いじめや虐待のない社会へ

施策1 子どもが安心して生活できる社会づくり

<施策の方向性>

- 日頃から親の育児不安を解消し、楽しく子育てができるよう、相談体制の充実に努めます。
- 児童虐待の早期発見と早期対応のため、地域において児童虐待に関する啓発を充実します。
- 関係機関との連携を強化するなど、要保護児童対策地域協議会活動の充実に努めます。
- 園や学校と関係機関や地域等が連携し、いじめや虐待を受けている子どもを早期発見、対応できる体制をつくります。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|-----------------------------|---|
| 60 | 児童虐待防止の啓発活動の推進 | 広報紙・ホームページの活用、講演会の開催等により、児童虐待防止の啓発に努めます。 |
| 61 | 早期発見体制の強化 | 民生委員・児童委員や教職員、保育士等の児童虐待に関する意識の向上を図り、乳幼児の健康診査等母子保健事業との連携により児童虐待の早期発見に努めるとともに、「子育てママのこころの相談」等を活用し、母親の精神面の負担軽減を図るなど、虐待予防に努めます。 |
| 62 | 支援体制の強化 | 要保護児童対策地域協議会の活動を通じて関係機関との連携強化を図り、児童虐待の防止や支援体制の強化に努めます。 |
| 63 | 子ども家庭総合支援拠点の充実 | 家庭児童相談室の機能を包含し、子ども家庭支援員、虐待対応専門員等を配置し、養育相談や虐待相談等に対応し、実情の把握、情報の提供、調査、関係機関との連絡調整等必要な支援体制をつくり、支援拠点の機能の充実に努めます。 |
| 64 | 配偶者等からの暴力への対応策等の推進 | ドメスティックバイオレンス（配偶者等への暴力）は、児童の心理面に影響を及ぼし、児童虐待にもつながることが懸念されるため、配偶者等からの暴力への対応に取り組みます。 |
| 65 | いじめ・虐待に関する意識の啓発 | いじめや虐待を受けている子どもを早期発見、対応できるよう、学校と関係機関や地域等が連携して見守る体制をつくるため、啓発活動に努めます。 |
| 66 | 児童生徒支援員の配置 | いじめや不登校等の対策として、生徒が悩みや不安等を相談できる児童生徒支援員を小中学校に配置します。 |
| 67 | スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 | いじめや不登校等の対策として、臨床心理士等の資格を有するスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを小中学校に配置します。 |

基本方向4 妊娠、出産、子育ての希望が実現できる社会へ

施策1 安心して妊娠・出産できるように

<施策の方向性>

- 妊娠・出産から子育てまで、切れ目のない支援サービスの充実を図ります。
- 乳幼児健康診査について、関係者への周知等を行い、受診率の向上に努めます。
- 子どもの健やかな成長を支援し、心身の健康づくりや疾病の早期発見のため、母子保健事業の内容の充実を図ります。
- 育児に関する親の不安の軽減を図り、安心して子育てができるように支援します。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|---------------------|---|
| 68 | マミーズほっとステーションぬまづの運営 | 子育て世代包括支援センター、通称「マミーズほっとステーションぬまづ」において、妊娠期から子育て期にわたり、利用者支援事業（母子保健型）、産前・産後サポート事業、産後ケア事業等、切れ目のない支援を行います。 |
| 69 | 母子健康診査の充実 | 安全な分娩と健康な児の出産のための妊婦健康診査、産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るための産婦健康診査を実施し、妊娠婦の状況把握や支援に努めます。 また、乳幼児の健康の保持・増進を図るため、乳幼児健康診査の充実及び未受診者の把握、フォローが必要な母子への支援体制の充実に努めます。 |
| 70 | 母子訪問指導の充実 | 妊娠婦・乳幼児及びその保護者に対し、訪問により保健指導・育児相談を行います。特に、妊娠中から支援が必要な若年妊娠婦等に対し、関係機関と連携し、訪問等で支援していきます。 また、出産直後で子育てへの不安が強くなりやすい妊娠婦への対応のため、生後4か月までの乳児のいる家庭に対しては、全戸訪問に努めます。 |
| 71 | パパとママの教室の充実 | 妊娠とその夫を対象に、妊娠・出産・育児等に関する知識の提供や「夫婦ともに子育てをする」という意識の啓発を目的とし、妊娠同士の交流や、夫の育児参加への意識が高まるよう内容の充実に努めます。 また、より多くの夫婦に参加してもらえるよう、情報発信に努めます。 |
| 72 | すくすく育児教室の充実 | 3～4か月児を持つ母親を対象に、乳幼児の発達・育児についての知識や母子関係の大切さを学ぶための教室を実施します。また、妊娠同士の交流により母自身の孤立化を防ぐように努めます。 さらに、より多くの母親に参加してもらえるよう、情報発信に努めます。 |
| 73 | 健康相談の充実 | 妊娠婦・乳幼児、その家族等の健康や子育ての不安に対応できるよう、保健センターや地域での専門家による相談体制の充実に努めます。特に母子健康手帳交付時を母子との関係の場のスタートとし、相談の充実に努めます。 |

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|-------------------|--|
| 74 | 不妊・不育症に関する総合支援の充実 | 子どもを産み育てたいと切望する不妊・不育症に悩んでいる夫婦を支援するため、不妊・不育症治療費助成を行うとともに、若年世代からの妊娠・出産について正しい知識の普及や母体を意識した健康づくりの教育に努めます。 |
| 75 | 1歳児親子ふれあい教室の充実 | 11か月～1歳1か月児とその親を対象に、運動遊びを通して親子のふれあいや子どもへのかかわり方を学ぶための教室を開催します。また、母親同士の交流により母自身の孤立化を防ぐことも踏まえ、今後より良い親子関係を築けるよう内容の充実に努めます。 |
| 76 | 2歳児歯科健康診査の充実 | う歯予防のための食を中心とした正しい生活習慣及び歯磨き習慣を身につけるために、健診・歯科保健指導・フッ素（フッ化物）塗布を実施し、2～3歳で急増するう歯罹患率の低下に努めます。 |
| 77 | 幼児フッ素洗口事業の拡大 | 市内の保育所・幼稚園・認定こども園に在籍する4・5歳児で、フッ素洗口を希望する児に対し、園で薬液を用いたうがいを日常的に行うことにより、幼児のう歯予防を図ります。 |

施策2 子どもの健康と安全を守り、安心して医療にかかるように

<施策の方向性>

- 関係機関との連携を強化し、専門医の充実、夜間・休日の診療等、小児医療体制の強化に努めます。
- こども医療費の助成について、常に検証を行なながら実施します。
- 「沼津市食育推進計画」に基づき、家庭や保育所・幼稚園・学校における食育を推進します。
- 乳幼児期の食生活は親の影響を大きく受けるため、講演会等により、啓発活動の充実に努めます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | 施策内容 |
|-------------------------|---|
| 78 幼児健康診査後のフォローアップ体制の充実 | 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査後の必要な児に対し、精密検査を実施し、幼児の疾病的早期発見・治療に努めます。また、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査時に発達・養育等で継続支援が必要な児については、早期に健診事後指導教室につなげ、必要に応じて専門職種による個別相談を実施していきます。 |
| 79 こども医療費の助成 | 安心して妊娠・出産・育児ができるよう、高校3年生相当年齢以下を対象にした医療費の無償化について、今後も継続していきます。 |
| 80 医療機関との協力体制の充実 | 医師会等の協力の下で小児医療体制の確保に努めるとともに、広報紙・ホームページ等で休日・夜間等の当番医に関する情報提供を継続していきます。 |
| 81 親の食育に対する意識の啓発 | 食に関する講座の開催等により、食育の重要性についての啓発に努めます。また、子どもたちが家族団らんの楽しい食事をとることができるように、SNS等の手段を活用し、情報発信に努めます。さらに、食の自立支援を促進するため、親子を対象に楽しみながら食事づくりを体験するクッキング教室などを実施します。 |
| 82 地域における食育の推進 | 食の安全・安心に関する情報や地産地消に関する情報を発信します。地域や関係団体との連携・協働により食育を取り巻く環境づくりを推進します。 また、地元の農産物を学校給食に取り入れていきます。 |
| 83 幼児食教室等の充実 | 幼児食教室等におけるテーマ・教育内容を充実させ、親子に「食に関する正しい知識」と「望ましい食習慣」を身につけるように努めます。 |
| 84 学校における食育の充実 | 児童生徒が「食」に関する知識とバランスの良い「食」を選択する力を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう指導していきます。 |
| 85 学校給食の充実 | 養護教諭・学校栄養職員の資質の向上を図るとともに、沼津市学校給食委員会において給食物資や納入業者の選定、衛生指導等を行い、学校給食の食事内容のさらなる充実に努めます。 |
| 86 保育所の給食の充実 | 保育所の調理に関わる職員に対し、研修等を通じて資質の向上を図り、保育所の給食の充実に努めます。 |

施策3 特に支援が必要な子どもが健やかに育つように

<施策の方向性>

- 各種事業の周知を図り、ひとり親家庭の就労支援の充実に努めます。
- 関係機関とのより一層の連携を図り、相談体制の強化に努めます。
- 障害のある児童や発達に配慮が必要な児童とその家庭が安心して暮らし続けるために、各種制度や施設において、受け入れ体制の充実を図ります。
- 障害のある児童や発達に配慮が必要な児童と、その保護者の地域でのより良い生活を支援するため、地域の理解と支援充実の啓発活動に努めます。
- 本人や保護者の意向を踏まえたきめ細かな対応を進めます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|---|---|
| 87 | 育児・家事の援助 | 育児支援家庭訪問サポーター派遣制度を活用してひとり親で周囲からの援助を受けにくい世帯を支援していきます。 |
| 88 | 母子・父子自立支援員の設置 | ひとり親家庭の自立に向けて「母子・父子自立支援員」を中心、就労をはじめとする家庭全般の問題について相談及び指導を行います。 |
| 89 | ひとり親世帯自立のための就労支援 (自立支援教育訓練給付金の支給) | 就労を希望しているひとり親の自立を促進するため、対象講座の教育訓練を修了した場合、自立支援教育訓練給付金を支給します。 |
| 90 | ひとり親世帯自立のための就労支援 (高等職業訓練促進給付金の支給) | 就労を希望しているひとり親の生活の安定に資する資格の習得を促進するため、高等職業訓練促進給付金を支給します。 |
| 91 | 児童扶養手当の支給 | ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、原則18歳に達する年度末までの子どもがいる所得の少ないひとり親家庭を対象に児童扶養手当を支給します。 |
| 92 | ひとり親世帯への医療費の助成 (母子家庭等医療費助成) | ひとり親家庭の経済的な負担を軽減するため、前年度の所得税が課されていないひとり親家庭の20歳未満の児童と母親または父親を対象に医療費の助成を実施します。 |
| 93 | ひとり親世帯への就学・進学支援 (ひとり親家庭等就学支援助成等) | 児童扶養手当受給者を対象に、小学校入学の際に必要なランダセル及び学校指定用品の購入費用の一部を助成します。 また、児童扶養手当受給世帯で、中学3年、高校3年時の子どもが進学に利用可能な、資金の貸付制度や教育ローン、各種奨学金の情報を提供します。 |
| 94 | ひとり親家庭の生活向上支援 (ひとり親家庭等生活向上事業・居場所づくり) | ひとり親家庭等の児童に対して、基本的な生活習慣の習得支援、学習支援等を行い、また、子どもの居場所づくりに努めます。 |
| 95 | 就学援助制度 | 経済的な理由で就学が困難と認められる児童生徒の保護者に対して、学用品費や給食費等を行い、また、子どもの居場所づくりに努めます。 |
| 96 | 教育相談の充実 | 専門家やスーパーバイザーと連携し、面接相談・電話相談等の教育相談体制の充実を図り、不登校児童生徒等悩める青少年と父母等に対して、適切な支援・助言を行います。 |

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|---|---|
| 97 | 地域生活支援事業（見守り・送迎支援型）の実施 | 障害のある児童や発達に配慮が必要な児童に対する地域での生活を支援するため、登下校の送迎や見守りを援助します。 |
| 98 | 児童発達支援センターの充実（児童発達支援センターみゆき） | 地域における療育指導体制の拠点として、専門職や関係機関と連携し、心身の発達に課題がある児童に療育指導を実施します。また障害を持つ児童が通う保育所等の訪問支援等を通じて児童の発達を支援します。 |
| 99 | 障害児入所施設の充実（あしたか学園） | 主に知的な発達に困難を抱える児童や行動に問題を持つ児童を保護して、集団生活を通じて日常の基本的な生活訓練や社会自立に必要な能力の育成を支援していきます。 |
| 100 | 障害のある児童や発達に配慮が必要な児童の保育の充実 | 障害のある児童や発達に配慮が必要な児童の適切な療育ができるよう、保育所・幼稚園等の受け入れ体制の整備に努めます。 |
| 101 | 重度障害児への経済的支援の充実 | 重度の障害のある児童の健康の増進と生活の安定を図るため医療費を助成します。また、障害のある児童の障害を補うため、補装具の交付・修理・給付・貸与を行います。さらに複数の就学前の子どもがいる世帯で、児童通所支援を利用している場合に利用者負担の軽減を図ります。 |
| 102 | 相談体制の充実 | 障害のある児童や発達に配慮が必要な児童を養育している保護者の相談や、適切なサービスが受けられるよう、福祉サービスの案内の充実に努めます。 |
| 103 | 障害児通所給付（児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援）の実施・支給 | 心身に障害のある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。 |
| 104 | 母子世帯の生活支援（母子生活支援施設の充実） | 経済的困窮やDV被害等により、監護すべき児童の福祉に欠けると認められる母子世帯を入所・保護するとともに自立促進のための生活の支援を行います。 |

基本方向5 多様な子育てネットワークで安心できる地域社会へ

施策1 子育て支援の拠点やネットワークの充実が図られるように

<施策の方向性>

- 子育てに関する情報や様々な交流機会を提供するとともに、子育てを応援するグループへの支援やグループ間のネットワークを強化・支援します。
- 子育てに関する情報を、SNSを活用して発信し、保護者が安心して子育てできる環境づくりの充実を図ります。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|--|---|
| 105 | 子育て応援グループへの支援とネットワークの拡充 | 子育て応援サークルの円滑な活動のため、サークルの輪が広がるよう情報提供するとともに、子育て支援センター等を活動場所として提供するなど、様々な支援を行いながら子育てネットワークの拡充を支援します。 |
| 106 | 市HP「子育てポータルサイト」や子育て応援モバイルサイト「ぬまづ子育て応援団」の活用 | SNSを通じて情報提供することにより、子育てに不安を感じる保護者に対し安心を与える情報を提供します。 |
| 107 | 「Proud NUMAZU kosodate」LINEアカウントの活用 | 市が開設したLINEアカウントを活用し、市の子育て情報や活動するサークル・団体自らが開催するイベント情報等を提供します。 |

施策2 子どもが住まいやまちの中で安全・安心に暮らせるように

<施策の方向性>

- 子どもが危険を感じた場合、直ちに回避できる身近な場所を設定します。
- 防犯体制を強化するため、地域や学校、関係機関等と連携を強化します。
- あらゆる機会を通じて、地域における防犯意識の向上に努めます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|--------------------|---|
| 108 | 「こどもかけこみ110番の家」の拡充 | 子どもたちが危険を感じた時に、とっさに駆け込むことができる「こどもかけこみ110番の家」の拡充を図るため設置の必要性の啓発について「青少年を健やかに育てる会」等と連携しながら推進します。 |
| 109 | 地域相談員の資質の向上 | 研修会・講習会等を実施し、相談員の資質の向上に努めます。 |
| 110 | 学校の安全対策の強化 | 不審者の侵入予防策を強化するとともに、緊急時の児童生徒の避難体制の強化を図ります。 |
| 111 | 防犯に関する意識の啓発 | 子どもが犯罪に巻き込まれないよう、防犯教育を実施し、正しい知識の普及を図るとともに、広報紙等により、保護者への注意等を喚起します。 |

施策3 広域連携における子育て支援

<施策の方向性>

- 近隣都市と情報の交換を密に行い、連携を図っていきます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|---------------|---|
| 112 | 広域連携 | 都市間の子育て支援の情報交換、情報提供等による連携を図ります。 |
| 113 | 情報交流、施設間の情報共有 | SNS等、情報通信手段の発達や価値観の多様化などにより利用施設の利用範囲が拡大しているため、市町の区域を越えて連携し情報の共有を図ります。 |

基本方向 6 男性も女性も仕事と生活が調和する社会へ (ワーク・ライフ・バランス)

施策 1 働き方の見直し（働く場所の確保）

<施策の方向性>

- 関係機関と連携し、再就職のための支援の充実に努めます。
- 企業立地の促進を行い、雇用の場の確保と機会の創出に努めます。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|-----------|--|
| 114 | 再就職のための支援 | 「沼津市雇用対策協定」に基づき、公共職業安定所等関係機関と連携し、若年者・女性・障害のある人・高齢者・外国人等に対して様々な雇用対策、再就職支援に努めます。 |
| 115 | 企業立地の促進 | 関係機関と連携し、企業立地の促進により、本市における雇用の場の確保に努めます。 |

施策 2 仕事と家庭が両立できる環境の実現

<施策の方向性>

- 男女共同参画社会への理解を深め、男女がともに協力し合い、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進します。

<具体的な施策一覧>

| 施策項目 | | 施策内容 |
|------|------------------------------|---|
| 116 | ワーク・ライフ・バランス実現のための職場環境づくり | ライフスタイルの多様化や「働き方改革」等の動きに対応できるよう、男女を問わない個性・能力に応じた雇用やスキルアップへの支援、休暇制度の普及促進など、職場環境の整備が必要であるため、沼津市男女共同参画推進事業所認定制度を進め、市内事業所の職場環境整備を支援します。 |
| 117 | ワーク・ライフ・バランス実現のための教育環境づくり | 次世代を担う児童・生徒の男女共同参画意識の育成とともに、その指導に携わる教職員や保護者などの男女共同参画意識の醸成が必要であるため、教育現場における教育環境の整備を進めるべく情報提供・指導に努めます。 |
| 118 | ワーク・ライフ・バランス実現のための家庭・地域環境づくり | 家庭生活や地域活動において、地域住民が性別や世代を超えて互いを支援し、活動に参画する環境を整えるため、男女共同参画の視点を取り入れた地域活動の継続的な推進に向けて啓発することにより、家族や地域住民の男女共同参画意識の醸成に努めます。 |

施策3 安心して外出できる環境の充実

<施策の方向性>

- すべての人々が快適に利用することができるよう、バリアフリー化、ユニバーサルデザインの推進に努めます。

<具体的施策一覧>

| 施策項目 | 施策内容 |
|--------------------------------------|---|
| 119 ユニバーサルデザインの推進 及びバリアフリー化の推進 | 性別、年齢、障害の有無、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人が施設・設備等を利用することができるよう、ユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりを推進します。 また、ベビーカー・車イス利用者等の利便性、子どもの安全性を高めるため、公共施設のバリアフリー化を推進します。 |
| 120 子育てガイドブックの配布 | 本市での子育てに必要な情報を掲載した、「子育てガイドブック」の内容を充実させるとともにより多くの市民に向けて配布します。 また、電子版の子育てガイドブックの作成について検討を進めます。 |